

保 護 者 様 へ

練馬区教育委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

区教育委員会では、区立小・中学校に在学する児童・生徒の学校管理下での負傷、疾病等に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成21年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●学校給食等による中毒 ●ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金3,770万円～82万円 (通学中の災害の場合 1,885万円～41万円)
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害の場合 1,400万円)
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害の場合 1,400万円)
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 (通学中の災害の場合も同様)

2 医療機関等を受診する際

健康保険証、子ども医療証を窓口に提示し、医療機関、薬局等で申請に必要な書類を記入していただきます。ただし、都外の医療機関のように、子ども医療証を使用できなかった（しなかった）場合は学校にご連絡ください。

生活保護受給家庭の方は、医療費の給付対象になりません。生活保護の医療扶助をご利用ください。

3 子ども医療証を使用した場合

給付金は、医療費の場合、総額の4割分（自己負担相当額3割+雑費1割）となりますが、子ども医療証を使用すると自己負担3割の負担がないため、1割分のみ保護者の方に、学校を通じて支給いたします。給付金を調整して支給いたしますので、事前に保護者の方に同意書をご記入いただきます。

練馬区外にお住まいの方は取扱いが異なりますので、学校にご連絡ください。

4 給付金の支給

請求してから通常3～4か月程度での支給となります。書類に不備等があると遅れることがあります。予めご了承ください。

5 給付の対象外となるものについて

支給されないものの例

・健康保険の適用をされない治療

　歯科治療の場合の保険適用外の差し歯（セラミック製）、美容整形など

・差額ベッド代、付添看護料

・松葉杖等のレンタル代金、包帯や医薬品などの患者実費分

・検査のみの診療や入院で、異常がなく病名がつかない場合

6 文書料について

医療機関等が記入する書類の文書料（証明料）については、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本柔道整復師会等の特別の配慮により、無料として協力をいたしているものです。法律等で無料とされているものではありません。